

諮問番号：令和2年度諮問第7号

答申番号：令和2年度答申第13号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人の母が運転する自動車に同乗中の事故（以下「本件事故」という。）の影響により、思うように家事ができなくなり、食費等の生活費がかさんだことから、通常よりも上回った生活費について、原処分（生活保護費返還処分）による返還額から控除するべきである。

2 処分庁の主張の要旨

請求人は、本件事故に係る傷害一時費用保険金（以下「本件保険金」という。）として10万円を保険会社から受領したことにより、最低生活に充当できる資力を得たというべきであるところ、請求人から事前に自立更生費の申出もなかったため、処分庁は、本件保険金の額から世帯合算額8,000円を控除した額を返還額とする原処分を行ったものであり、このことに違法又は不当な点はない。

また、本件事故の影響により食費等がかさんだとしても、食費は生活扶助により賄われるものであり、自立更生のために充てられる費用とは認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 法第63条は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされているが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。そして、控除できる額としては、当該収入が、収入として認定しないものに該当するものであって保護の処理基準に基づき実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。）などが掲げられている。

3 この点、請求人は、本件事故の影響により、思うように家事ができなくなり、食費等の生活費がかさんだことから、通常よりも上回った生活費について、原

処分（生活保護費返還処分）による返還額から控除するべきであると主張している。

4 しかしながら、請求人は、本件保険金として10万円を保険会社から受領したことにより、最低生活に充当できる資力が発生したことから、処分庁は、法第63条の規定に基づき、当該資力を限度として支給した保護金品を返還額としたものである。そして、本件事故に係る治療費等は保険会社が別途負担していることや、請求人から事前に自立更生計画に関する相談もなかったことから、保護の処理基準に基づき、本件保険金の額から世帯合算額8,000円を控除した額を同条の規定に基づく返還額として決定した原処分には、違法又は不当な点は認められない。

5 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めており、かかる基準によれば、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。

そして、本来の要返還額から控除できる額としては、当該収入が、収入として認定しないものに該当するものであって保護の処理基準に基づき実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。）や、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額（いわゆる浪費した額などは自立更生の範囲に含まれない。）などが掲げられている。

前記の「収入として認定しないもの」の取扱いについては、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額は収入として認定しないこととされている。また、保護の処理基準において、被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費又は実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、一定の限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費であり、一定の限度として、

当該経費が、生業、医療、就学、結婚、弔慰等に充てられる場合、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入に充てられる場合で直ちに購入に充てられる場合などが掲げられている。

そこで本件についてみると、請求人が本件保険金を受領したことにより、最低生活に充当できる資力が発生したことから、処分庁は、法第63条の規定に基づき、当該資力を限度として支給した保護金品を返還額としたことが認められる。そして、本件事故に係る治療費等は保険会社が別途負担していることや、請求人から事前に自立更生計画に関する相談もなかったことから、保護の処理基準に基づき、本件保険金の額から世帯合算額8,000円を控除した額を同条の規定に基づく返還額として決定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、本件事故の影響で通常よりも上回った生活費について、自立更生費として返還額からの控除が認められるべきであることから、原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、当該生活費が本来の要返還額から控除できる「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたもの」に該当するか否かについて、記録上、該当することを裏付ける客観的な資料が請求人から処分庁に提出されたことは認められない。よって、本件において、食費等の生活費は、本件事故の影響で通常より上回ったとしても、生活扶助の範囲内で対処すべきものであると解される。したがって、請求人が主張する生活費の増加は、その内容が具体的ではなく、保護の処理基準に掲げるものに該当せず、自立更生のための用途に供されるものとはいえないとして、同条に基づく返還額から控除しなかった処分庁の判断が違法又は不当であるということとはできない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子